

# IAEA 2024年版保障措置声明-1

条約・協定	締約国数	評価結果の概要	
核兵器不拡散条約締約国	190 <sup>a</sup>	—	
保障措置協定適用対象国	190 <sup>a,b</sup> (188)	—	
包括的保障措置協定 (CSA) 及び追加議定書 (AP) 締約国	137 <sup>b</sup> (136)	75 <sup>b</sup> (74)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候は見られない。未申告の核物質及び原子力活動の存在の兆候も見られない。</li> </ul> <p>⇒全ての核物質が平和的活動にとどまっている（拡大結論）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>75b(74)か国のうち、71b, (70)か国には統合保障措置(IS)が適用されている</li> </ul>
		61 (62) ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候は見られない。未申告の核物質及び原子力活動がないことに関する評価は継続中。</li> </ul> <p>⇒申告された核物質は平和的活動にとどまっている</p>
		1 (0)	<p>⇒（初版SQPを使用しているため）いかなる保障措置結論も導出できない。</p>
CSA締約国	45 (45)	31 (45)★	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候は見られない。</li> </ul> <p>⇒申告された核物質は平和的活動にとどまっている。</p>
		14(0)	<p>⇒（初版SQPを使用しているため）いかなる保障措置結論も導出できない。</p>
INFCIRC/66型保障措置協定締約国 (NPT未締約国)	3 (3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>保障措置が適用されている核物質の転用、施設及びその他の品目の不正使用の兆候は見られない。</li> </ul> <p>⇒保障措置適用下にある核物質、施設及びその他の品目は平和的活動にとどまっている。</p>
自発的保障措置協定(VOA)及びAP締約国	5 (5)		<ul style="list-style-type: none"> <li>保障措置が適用されている核物質の転用の兆候は見られない。</li> </ul> <p>⇒10(10)の選択施設において保障措置が適用されている核物質は、平和的活動にとどまっている、若しくは VOAで規定されているように、核物質が保障措置の適用から除外されている。</p>
CSA未締約国	3 (4)		<p>⇒いかなる保障措置結論も導出できない。</p>

a:北朝鮮を含まず \*b:この他に台湾を含む。 ( ) 内の数: 2023年版保障措置声明 [https://www.iaea.org/sites/default/files/24/06/20240607\\_sir\\_2024\\_part\\_ab.pdf](https://www.iaea.org/sites/default/files/24/06/20240607_sir_2024_part_ab.pdf)

★ 今次声明から、初版SQPを使用している（初版SQPを改訂/廃止していない）ため、いかなる保障措置結論も導出できないとされた。

出典: IAEA, "Safeguards Statement for 2024", <https://www.iaea.org/sites/default/files/25/06/sir-2024.pdf>

原子力規制庁、「国際原子力機関(IAEA)による「2024年版保障措置声明」の公表」、令和7年6月25日、<https://www.nra.go.jp/data/000476662.pdf>

# IAEA 2024年版保障措置声明-2

## 2024年におけるIAEA保障措置活動の概要

### Fact box 1. Safeguards activities in 2024

保障措置適用国数

189

**190**  
States<sup>3,4</sup> for which safeguards  
were implemented



AP発効国

保障措置下にある核物質  
の有意量

235 939

**240 530**  
Significant quantities<sup>5</sup> of nuclear  
material under safeguards



保障措置下にある重水量（トン）

保障措置下にある施設数

724

**732**  
Facilities under safeguards



保障措置下にあるMBA（物質收  
支区域）数（施設外の場所（  
LOF）を含む）

査察回数

2324

**2349**  
Inspections



計情報検認（DIV）

補完的アクセス回数

136

**127**  
Complementary accesses (CAs)



検認のために費やされた曆日  
(現場での査察、補完的アクセス、施  
設での設計情報検認、LOFでの情報  
検認及び査察のために必要な出張期  
間等を含む)

Values for 2023

# IAEA 2024年版保障措置声明-3

## ・課題

- ✓ NPT締約国のうち、3か国がIAEAとのSG協定を発効させていない
  - ✓ CSA締結国のうち、45か国がAPを発効させていない
  - ✓ 15か国が初版SQPを使用している（初版SQPを改訂/廃止していない）ため、IAEAはいかなる保障措置結論も導出できない
  - ✓ イラン：
    - JCPOAでの合意を超えた濃縮度でのウラン濃縮活動の実施と濃縮ウランの蓄積、高濃縮ウラン(HEU)の生産
    - APの暫定的適用を含むJCPOAに基づく義務の履行に係る検証・監視の受入停止（2021年2月～）⇒IAEAはイランのウラン生産と在庫、遠心分離機等に係る知識の継続性を喪失
    - 2023年3月4日のIAEAとイランの共同声明が履行されていないこと
    - 「未解決の問題」に対し、イランはIAEAに技術的に信頼できる説明を行っていない
    - SG協定補助取極修正コード3.1に基づく新規原子力施設の予備的設計情報義務の不履行
    - 経験豊富なIAEA査察官の指名取消
  - ✓ 北朝鮮：
    - 2002年末～2007年7月迄及び2009年4月以降、IAEAはCSAに基づく保障措置活動を実施できない
    - 懸念：寧辺の軽水炉及び実験用原子炉(5MW(e))の運転、放射化学研究所（再処理施設）及びウラン濃縮施設(CEF)の稼働、濃縮施設の拡大
  - ✓ ウクライナにおける武力紛争：
    - 前例のない困難が伴うウクライナにおけるIAEA保障措置の実施
    - 2020年以降、ウクライナに対し「拡大結論」を導出できること
- ## ・保障措置の有効性強化と効率性の改善
- ✓ 4か国（バングラデシュ、ボリビア、カメルーン及びガーナ）で国内計量管理制度(SSAC)と国及び地域の保障措置実施当局(SRA)のための包括的能力構築イニシアティブ(COMPASS)の新たなサイクルを開始
  - ✓ 国レベルの保障措置(SLA)アプローチ：新たに3か国のSLAを策定、12か国のSLAを更新